

消費者安全課と商品テスト部の今後の連携について

平成 25 年 10 月 23 日
消費者庁 消費者安全課
国民生活センター 商品テスト部

生命・身体事案に関する事案について、消費者庁消費者安全課（以下「安全課」とする）と国民生活センター商品テスト部（以下「商品テスト部」とする）との連携については、「消費者被害に関する情報の共有等に係る連携の強化について」（平成 24 年 10 月 19 日）を基本として次のように整理したい。

1. 基本方針

（1）基本的な考え方

安全課及び商品テスト部に寄せられる事故情報や消費生活センターからの商品テストの依頼情報を共有（相互提供）し、その中から両者が持つ強みを活かして対応することができる事案の掘り起こし、相互提案を行うこととする。

（2）両者の特性

① 安全課

法律に基づく関係省庁からの通知や事業者からの報告等によって、事故情報を収集、また、権限を背景にした事業者への指導や関係省庁との調整、迅速な消費者への注意喚起・情報提供等。

② 商品テスト部

検査機器、測定器等を用いて事故発生の再現や原因究明等の試験（「商品テスト」と呼称される）を独自の判断で実施する能力及び実績。PIO-NET 情報等に基づく被害の実態把握のノウハウを活かした詳細かつ高度な分析能力等。

2. 情報共有（要領 2 項）及び対応方針の共有（要領 3 項）

情報共有打合せ等を実施し対応方針を決定する。

- （1）一方のみが持つ情報（消費者庁：関係省庁からの情報、商品テスト部：消費生活センターからの商品テスト依頼）を共有（相互提供）。
- （2）それぞれが何らかの対応が必要であると考える案件（以下、「注視事案」という）について、①商品テスト部が商品テストを実施する事案、②消費者庁として何らかの対応を行うための前提として、安全課から商品テスト部にテストを依頼する事案、又は③安全課が注意喚起情報の公表等速やかな対応を行う事案。

3. 注意喚起機能における連携、役割分担

注意喚起機能における消費者安全課及び商品テスト部の連携、役割分担については、以下を原則としつつ、個別案件の性質に応じて調整するものとする。

(1) 商品テストを実施しない注意喚起の場合

①安全課による公表

(ア) 消費生活用製品安全法に基づき報告された事故情報や、関係省庁等から消費者安全法に基づき通知された事故情報に基づく場合、(イ) 関係省庁との連名など密接な調整・連携等が必要な場合、(ウ) 迅速に公表する必要がある場合、(エ) 安全法38条に基づく注意喚起を行う必要がある場合。

【過去の事例】

- ・介護ベッド（平成24年11月2日）
- ・電動車いす（平成24年11月27日）
- ・カネボウ（平成25年7月4日、同23日）

②商品テスト部による公表

PIO-NET情報の危害・危険情報の詳細な分析を行うものについて公表。

【過去の事例】

- ・家庭用健康器具による危害等について（平成24年6月21日）
- ・手技による医業類似行為の危害（平成24年8月2日）

③連名による公表

PIO-NET情報の詳細な分析を行う一方、①(ア)(イ)に該当する場合、連名による公表を行う。

(2) 商品テストを実施する注意喚起の場合

①安全課と商品テスト部の連名公表等

安全課が商品テスト部にテストを依頼した案件については、原則として連名による公表。その際、公表文の内容に応じてそれぞれの責任（問合せ先）を明示。ただし、迅速性が求められる場合、安全法38条に基づく注意喚起を行う必要がある場合には、まず安全課が注意喚起情報を先んじて公表。その後、商品テスト部が商品テストを実施しその結果を公表することもあり得る。

【過去の事例】

- ・連名公表の事例
首浮き輪による窒息（平成24年7月27日）
- ・安全課が公表後、商品テスト部が商品群テストを実施・公表
ウイルスプロテクター（安全課公表：平成25年2月18日）
首から下げるタイプの除菌用品（商品テスト部公表：同年4月30日）

②商品テスト部による公表

商品テスト部が自ら実施した商品テスト結果を基に公表する場合は、商品テスト部による単独公表。

【過去の事例】

- ・ 防犯ブザーの電池切れや故障に注意！(平成 25 年 9 月 5 日)
- ・ フッ素樹脂、シリコーン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性(平成 25 年 4 月 4 日)

4. 消費者庁の司令塔機能

- (1) 消費者庁は消費者行政における司令塔機能を有しているところ、商品テスト部が商品群テストを実施することによって、安全課の司令塔機能の発揮に役立つことが期待される。
- (2) 商品テスト部が関係省庁等への要望等を自ら実施している。必要に応じ、商品テスト部による関係省庁等への働きかけについて、安全課が協力する。

5. 地方支援機能

商品テスト部は、各地消費生活センター等が受付ける苦情相談の解決のために商品テストを原則として全件引き受け、実施。また、地方からの技術相談への対応等も含め地方支援を強化する。